

「移転制限が付された暗号資産の情報提供及び公表に関する規則」に関するガイドライン
(案)

(2024年3月●日制定)

第2条第3号関係

本件措置の対象となる暗号資産(対象暗号資産)は、移転制限が付され、又は付されることが予定されている暗号資産であって、会員又は他の会員がその行う暗号資産交換業(国内にある者に係るものに限る。)において取り扱う又は取り扱おうとするもののうち、府令第23条第1項第9号に掲げる要件のいずれかに該当するものを指します。

本件措置の対象には、その取得時から継続して移転制限措置が付されている暗号資産に限らず、移転制限措置が解除された後に再度、移転制限措置が付された場合も含まれません。

また、暗号資産交換業者が本件措置を講じなければならない場面については、保有者が暗号資産を取得した経路によりません。すなわち、保有者が暗号資産を他の暗号資産交換業者等から取得した場合にも、府令第23条第1項第9号に基づく通知を受け付けた会員は、本件措置を講じなければなりません。

第2条第5号関係

「発行者に類する者」とは、発行者が不在又は不明確な暗号資産について、その発展のために技術開発・管理を行うなど密接な関係を有し、暗号資産の国内における流通に関心を有する者を指します。

第2条第8号関係

本件公表の具体的な方法として、対象暗号資産の種類ごとに協会のウェブサイトにおいて取りまとめて公表される情報に、その種類の対象暗号資産を取り扱う全ての会員のウェブサイトからリンクを設けることとします。

第3条関係

- 1 第3条の内容、すなわち、当該暗号資産の移転制限に係る措置が同条各号に規定する要件を充足していること、及び当該措置が解除されるまでに相当の期間を要するものであることについては、会員が確認するものとしますが、かかる確認は、府令第23条第1項第9号ロに規定する通知の内容及びそれに付帯する第三者の証明等に依拠して行うことができます。

2(1) 「相当の期間」とは、移転制限措置が講じられ、実際に暗号資産の移転が制限された時点から起算してから当該措置が解除されるまでの期間が概ね1年以上であること、又は移転制限措置が解除されるまでの具体的な期間の定めがない場合は、当該移転制限措置が解除される条件が成就するまでに通常1年以上の期間を要することを指します。

(2) 但し、上記の「1年以上」という期間は、移転制限措置の技術的な外形のみから画一的に判断するのではなく、通知の内容に基づき、移転制限措置が長期間継続する蓋然性を踏まえて実質的に判断する必要があります。

ア 例えば、暗号資産が記録されるブロックチェーンネットワーク上でのトランザクションデータ等の妥当性検証（以下「バリデーション」といいます。）を実施する保有者がウォレットを凍結（ウォレット内にある暗号資産を当該ウォレット以外のアドレスに移転することができない状態をいう。以下同じ。）して移転制限措置を付す場合に、当該バリデーションに対する報酬として支払われる暗号資産がその凍結されたウォレットにて受領される場面が考えられます。かかる場面のよう、移転制限措置が講じられたウォレット上で暗号資産を新たに受領するケースにおいて、例えば次の①②のような場合には、移転制限措置が「相当の期間」継続しているものと考えることが可能です。

① 新たに受領した暗号資産を売却する場合

この場合において、新たに受領した暗号資産を売却するために1年の期間の満了前に移転制限措置を一時的に解除できるものの、ウォレット内の暗号資産の数量が、当初に移転制限措置が付された暗号資産の数量を下回らない範囲でしかウォレット内の暗号資産の移転が行われないと見込まれるとき。

（注1）上記①に関して、一時的な移転制限措置の解除の際に、ウォレット内の暗号資産の数量が当初に移転制限措置を付した数量を下回るような暗号資産の移転が行われなかったことについては会員が確認するものとしませんが、かかる確認は、府令第23条第1項第9号ロに規定する通知の内容及びそれに付帯する第三者の証明等に依拠して行うことができます。

② 新たに受領した暗号資産を引き続き当該ウォレットで管理し、その数量等を暗号資産交換業者に通知する場合

この場合において、凍結されたウォレット上で新たに暗号資産を受領する場合で、新たに暗号資産を受領した時点では当該ウォレットに付された移転制限措置の満了までの期間が1年未満となっているが、当該ウォレットには当初1年以上の移転制限措置が付されていたとき。

なお、新たに受領された暗号資産については、その数量等について新たに府令第23条第1項第9号イに規定する要請又は同号ロに規定する通知を行わない場

合、当該数量等に関して本件措置が講じられたものとはいえないことに留意する必要があるほか、当該要請又は通知の手続については第6条の規定に従うものとします。

イ また、移転制限措置を繰り返すことで当該措置の継続が合理的に見込まれる場合には、当該措置が繰り返されることによって継続する期間をもって「相当の期間」を判断するものとし、例えば、次の①②のような場合には、技術的には短期の移転制限措置であっても、当該移転制限措置は「相当の期間」継続しているものと考えることが可能です。

① 当初1年間以上の移転制限措置を付し、その満了時に移転制限措置を更新するにあたって、1年よりも短期（数ヶ月程度）の移転制限措置を付す場合

さらにその後も期間の満了のたびに継続して1年よりも短期の移転制限措置を付す場合は、当該措置が継続する期間をもって「相当の期間」とすることが考えられます。

② 海外に所在する発行者が発行した暗号資産など、暗号資産の設計や発行者等の方針・戦略により、暗号資産に1年以上の移転制限措置を付すことができない場合において、技術的には短期（例えば数ヶ月程度）の移転制限措置を付して、それを繰り返すことで1年以上継続して移転制限措置を付すことが見込まれる場合。

そのような暗号資産については、技術的には短期（数ヶ月程度）の移転制限措置を付して、それを繰り返すことで1年以上継続して移転制限措置を付すことが見込まれる場合には、通常、その移転制限措置は「相当の期間」継続しているものとし、

（注2）移転制限措置が1年以上継続することや、その更新時に特段の事情なく暗号資産を移転しないことについては、会員が確認するものとし、かかる確認は、府令第23条第1項第9号ロに規定する通知の内容及びそれに付帯する第三者の証明等に依拠して行うことができます。例えば、(a) 何らかのプログラムにより、移転制限措置の期間満了時には自動で移転制限措置が再度付されることについて第三者が確認している旨の書面等や、(b) 移転制限措置を確認できる第三者が当該移転の制限が実際に継続していることを定期的に確認する旨の契約を示す書面等は、移転制限措置が長期間継続する蓋然性を証明するものと考えられます。

第3条第2号関係

「当該暗号資産を他の者に移転することができないようにする技術的措置であって、当該暗号資産の保有者のみによって解除することができないもの」とは、例えば、以下のような技術的措置が講じられているものをいいます。

① 保有者自身又は発行者等がブロックチェーンに係るプログラム（以下「ロックアップコード」といいます。）を用いて、一定期間が経過し、又は特定の条件が成立しなければ

ば保有者が暗号資産を移転できないようにする措置

- ② 暗号資産交換業者等の保有者のためにウォレットの管理をする者がそのウォレットを凍結する措置
- ③ マルチ・シグネチャ方式における複数の秘密鍵又は分割された秘密鍵の分散片の一部を保有者やその関係者以外の者が管理することにより、保有者のみによっては暗号資産の移転の制限を解除できないようにする措置

なお、上記①から③に関して、ロックアップコード上又は秘密鍵やウォレット等の管理に係る契約上、非常時には期間の満了を待たずに暗号資産の移転の制限を解除できることとなっている場合（例えば、次のような場合が考えられます。）も、第3条第2号の要件を満たすものとします。但し、実際に非常時に移転の制限を解除した場合において、その経緯を明らかにする書類その他の証拠が保存されていないときは、第3条第2号の要件を満たさないことに留意するとともに、会員は、保有者に対して、あらかじめ、その旨を伝達するよう努めるものとします。なお、会員は、かかる証拠を保有者その他の者から徴求する必要まではありません。

ア 資金調達環境その他の事業環境が変化した場合や、保有者が暗号資産を長期保有して行う事業を縮小・撤退する場合には、当該暗号資産の移転の制限を解除できること

イ 一部の秘密鍵につき紛失又は盗難等による流出があったこと等暗号資産の移転の制限の安定的な維持が困難になった場合に、当該制限の安定的な維持が可能な別のウォレットに移転するために、一時的に当該暗号資産の移転の制限を解除できること

（注3）上記イの「一時的」とは移転の制限が解除されてから、再度、移転の制限が付されるまでの期間が概ね1月以内の期間である場合が想定されます。

また、上記③に関し、保有者が法人の場合において、保有者たる法人及び当該法人と完全支配関係（法人税法に規定する完全支配関係をいいます。）にある法人の役員及び使用人（以下、総称して「保有法人等の役員等」という。）並びに次に掲げる者のみによりマルチ・シグネチャ方式による移転の制限が解除できるときなど、実質的に保有者の意思によって暗号資産の移転の制限を解除できる場合は「保有者のみによっては暗号資産の移転の制限を解除できない」には当たらず、第3条第2号の要件を満たしません。

ア 保有法人等の役員等の親族

イ 保有法人等の役員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ ア又はイに掲げる者以外の者で保有法人等の役員等から受ける金銭その他の資

産によって生計を維持しているもの
エ イ又はウに掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

第4条第1号及び第3号関係

発行者等が当該暗号資産に移転制限を付す場合としては、例えば、発行者等が、ロックアップコードによって、一定期間が経過し又は特定の条件が成立しなければ保有者が暗号資産を移転できないようにする措置を講じる場合が想定されます。

また、発行者等が当該暗号資産に移転制限が付されることについて同意する場合としては、例えば、第3条第2号関係①から③の方法により移転制限が付されることについて、発行者等が同意する場合が想定されます。

第4条第2号及び第4号関係

「当該暗号資産に関し保有者が自在に移転制限を解除することができないことを知る者」とは、例えば、以下に掲げる者が想定されます。

- ① 第3条第1号に基づく措置を講じる場合において、当該措置に係る信託の受託者
- ② 暗号資産交換業者等の保有者のためにウォレットの管理をする者が、当該ウォレットを凍結する措置を講じる場合において、当該ウォレットを管理する者
- ③ マルチ・シグネチャ方式における複数の秘密鍵又は分割された秘密鍵の分散片の一部を保有者やその関係者以外の者が管理する措置が講じられる場合において、当該秘密鍵や分散片を管理する者及び当該秘密鍵や分散片を用いて署名する者
- ④ 保有者自身が、ロックアップコード等の技術的措置によって、一定期間が経過し又は特定の条件が成立しなければ保有者が暗号資産を移転できないようにする措置を講じる場合において、当該技術的措置の状態の確認を行える能力を有する者

なお、上記④の「当該技術的措置の状態の確認を行える能力を有する者」とは、(i) 移転制限に係る技術的措置の状態について証明する業務（以下「証明業務」といいます。）を行うことができる外形的要件を満たす事業者（個人事業主又は法人の別を問いません。）であって、かつ (ii) 当該事業者において実際に証明業務に従事する個人が証明業務に必要な知見を有しているものである必要があります。

上記 (i) 及び (ii) の要件該当性については、まず証明業務を行う事業者が、別紙様式1に基づいて会員に対して申告するものとし、通知を受ける会員は、別紙様式1及びその内容を証明する添付書類（会社の定款、ウェブサイト、従業員の履歴書など）の提出を受け、これら資料に基づいて判断するものとします。

なお、上記 (i) の外形的要件を満たすものは次のいずれかとします。

- (a) 暗号資産の管理やシステムの開発等のサービスを提供しており、暗号資産に関する事業を行っていることが定款やウェブサイト等で対外的に明らかになっている個人

又は法人

(b) 弁護士、公認会計士、若しくは税理士の資格を有する個人、又は弁護士法人、監査法人、若しくは税理士法人

上記 (ii) の個人が証明業務に必要な知見を有するかどうかについては、個別的具体的に実質的に判断されますが、例えば以下のような知見を有する個人が関与する場合は、「証明業務に必要な知見を有する」蓋然性が高いと考えられます。

(a) 暗号資産に関連する企業のシステムの開発業務に携わってきた経験があり、ブロックチェーンやスマートコントラクト等の暗号資産に関わる技術を理解していること

(b) 暗号資産に関わる技術に関する論文や書籍の執筆、雑誌等への寄稿の実績があること

第5条関係

会員は、府令第23条第1項第9号イに規定する要請又は同号ロに規定する通知を受け付ける場合には、対象暗号資産の期末評価方法は原価法（法定評価方法）となり、対象暗号資産の期末評価を時価法とする場合には納税地の所轄税務署長に届出が必要であることを、保有者等に伝達することが望ましいです。

第5条第2項関係

会員は、届出事項その他会員が独自に収集した情報に基づいて、府令第23条第1項第9号イに規定する要請又は同号ロに規定する通知を希望する者（以下「通知等希望者」といいます。）の当該要請又は通知の内容が第3条に規定する移転制限の内容を充足しないと判断した場合には、当該要請又は通知を受け付けないことができます。また、会員は、府令第23条第1項第9号イに規定する要請又は同号ロに規定する通知の受付可否を判断するための基準（以下「受付基準」といいます。）を設けた上で、受付基準を満たさない場合には、当該通知等希望者からの要請又は通知を受け付けないことができます。但し、会員は、自身の受付基準を、自己のウェブサイト等で公表する等利用者に対してあらかじめ周知するものとしします。

なお、通知等希望者からの要請又は通知を受け付ける場合、会員が本件措置を講じることの対価として、当該通知等希望者から手数料等を徴求することは差し支えありません。

また、会員は、府令第23条第1項第9号イに規定する要請又は同号ロに規定する通知を受け付けて本件公表を行った場合、当該本件公表の内容が確認できる事項を、当該要請又は通知をした者に対して通知するものとしします。

第5条第3項関係

会員が受付けた届出に係る協会が行う公表措置に関する運営については、別途協会から会員宛に通知することとする。

第6条第1項関係

会員は、第6条第1項に基づき本件公表の継続の要請を受けた場合、前条の定めに準じて、本件公表の対象となる対象暗号資産が第3条に規定する移転制限の内容を満たしているかの確認を行うものとします。

また、移転制限措置の期間に定めがない対象暗号資産については、合理的期間が経過する度に、当該対象暗号資産の保有者又は府令第23条第1項第9号イに規定する通知を行った者に対して、当該対象暗号資産が第3条に規定する移転制限の内容を満たしているかの確認を行うものとします。

第6条第2項第3号関係

本号が適用される場面としては、例えば、会員が第6条第1項関係に規定する確認を行った結果、当該対象暗号資産が第3条に規定する移転制限の内容を満たしていないことが明らかになった場合などが考えられます。

附則

この規則は、2024年4月1日から施行する。